

議題(2)

医師法第16条の10に基づく
国への意見申し出について

医師法第16条の10

日本専門医機構が審査した医師の研修計画(=専門医制度に基づく来年度開始の専門研修プログラム)について、県は地域の医療提供体制に与える影響という観点で地域医療対策協議会の意見を聴いた上で、国へ意見を申し出

今回は専門研修制度に関する意見等の照会 (R3.7.29付け厚労省通知)

【意見事項①】令和4年度専門研修プログラムに関すること(診療科別シーリング含む)。

資料5・7

【確認事項①】内科、小児科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、麻酔科、救急科は、複数の基幹施設が置かれているか。

【確認事項②】キャリア形成プログラムの運用において、診療科別プログラムの定員配置が適切なものか。

【確認事項③】各研修プログラムが県内の医師確保対策や偏在対策(医師少数地域への配慮)に資するものになっているか。

【確認事項④】各研修プログラムが地域枠の従事要件に配慮されたものとなっているか。

資料4

【意見事項②】専門医機構が、専門医取得と併せて臨床研究医を養成するコース(40名)をシーリングの枠外にて設置すること。

資料6・7

今回の地域医療対策協議会で確認・協議していただきたい事項

- 【確認事項①～④】について、県だけでなく協議会においても確認
- 国への申し出が求められている【意見事項①②】について、協議会において意見案(たたき台)を協議
- 国への申し出は、【意見事項①②】に限られていないため、その他の意見案(制度に関する要望等)についても協議

サブスペシャルティ領域研修 等

資料6・7

令和4年度研修開始の専攻医募集等のスケジュール

議題(2)

一般社団法人日本専門医機構HP公表スケジュール

赤字は実際のスケジュール状況

